

保存樹木の指定解除について

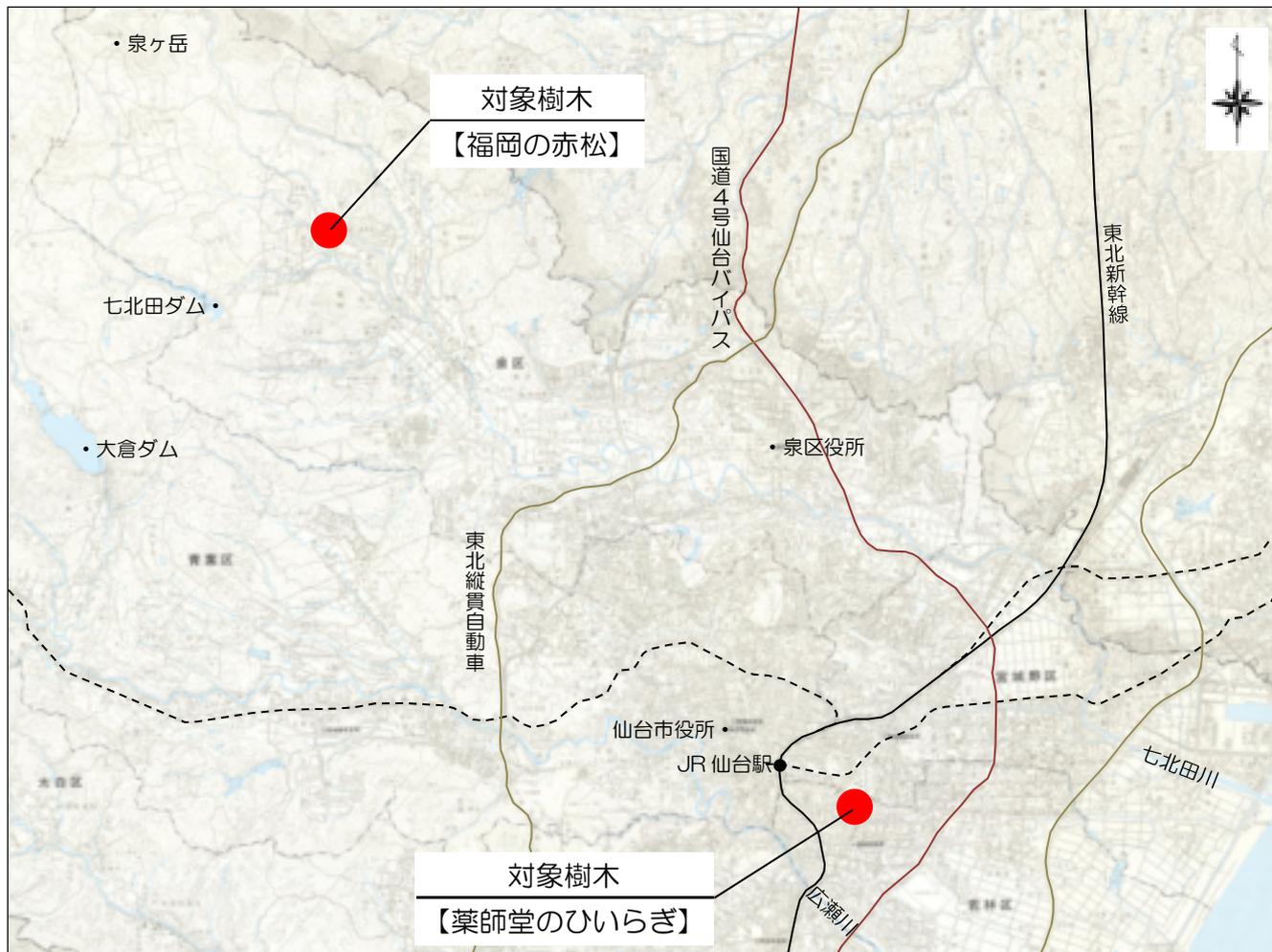
■ 保存樹木の指定解除（杜の都の環境をつくる条例第 19 条第 6 項）

市長は、保存樹木等又は樹木保存区域の全部又は一部が第 1 項又は第 2 項に規定に適合しなくなったときは、その保存樹木等又は樹木保存区域の指定を解除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止、又は変更するものとする。

■ 指定解除する保存樹木

指定番号	樹種 【呼称】	指定日	解除理由
71	ヒイラギ（モクセイ科） 【薬師堂のひいらぎ】	昭和 50 年 6 月 5 日	枯損
191	アカマツ（マツ科） 【福岡の赤松】	平成 6 年 2 月 24 日	枯損

■ 位置図



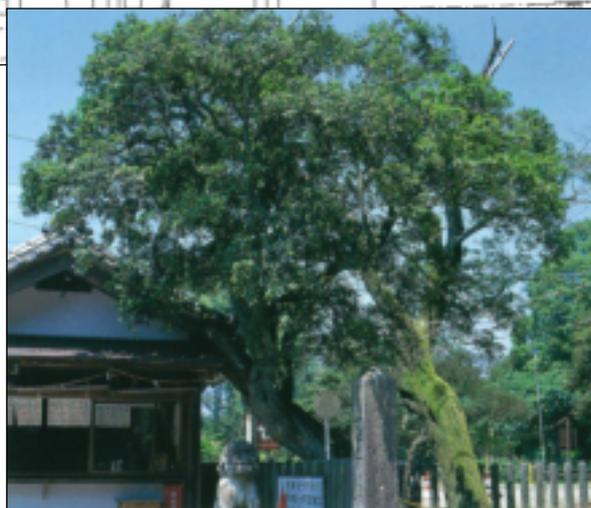
■ 対象保存樹木①

● 指定概要

指定番号	71	樹種 【呼称】	ヒイラギ（モクセイ科） 【薬師堂のひいらぎ】		
指定	第1次指定（昭和50年6月5日）				
推定樹齢	200年	樹高	4.7 m	幹周	1.25 m
所在地	若林区木ノ下3丁目 地内				
解除理由	枯損				

※表中の「推定樹齢」は指定時、「樹高」及び「幹周」はH27年度一斉調査時の数値

● 配置図



保存樹木【薬師堂のひいらぎ】
（平成7年度発行「杜の都の名木・古木」より転載）

● 指定解除に至る経緯

- 平成 17 年 5 月 腐朽箇所拡大防止措置（腐朽枝切除，保全助成活用）。
- 平成 21 年 11 月 所有者より樹木保全に関する相談に対し，樹木医の診断のもと必要な処置の助言，指導。
- 平成 22 年 9 月 保存樹木一斉調査。根株・幹腐朽が大きく進行し，今後衰弱が進むと考えられるとの診断。
※この間に腐朽枝切除。
- 平成 26 年 2 月 雪害により幹が裂け落下。主幹部分を失う。
- 平成 27 年 8 月 根茎生育環境改善措置（エアレーション），支柱設置，不定根誘導措置等の実施（保全助成活用）。
- 平成 27 年 11 月 保存樹木一斉調査。腐朽部位切除等が行われたが，幹内部に大きな空洞が見受けられ，経過観察の継続が求められるとの診断。
- 平成 29 年 現地確認により葉を付けている状況を確認。
- 平成 30 年 5 月 葉を付けていないことの通報を受ける。
- 平成 31 年 1 月 葉を付けていないことを確認，宮城県樹木医会へ診断依頼。
現地調査の結果，枯死の診断。
所有者より「滅失枯死届出書」の提出。

● 樹木写真



降雪による被害状況
（平成 26 年 2 月）



現在の状況
（平成 31 年 1 月撮影）



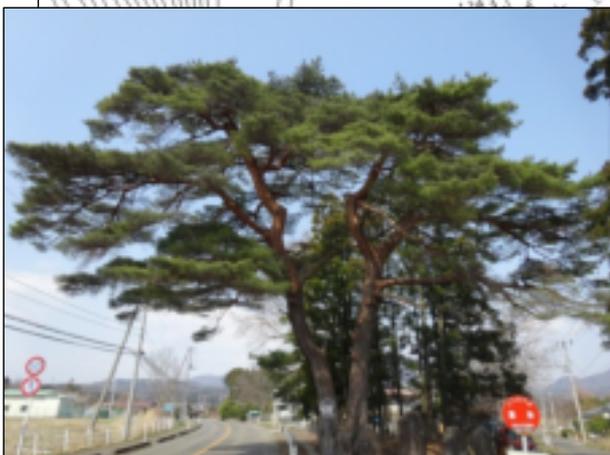
■ 対象保存樹木②

● 指定概要

指定番号	191	樹種 【呼称】	アカマツ（マツ科） 【福岡の赤松】		
指定	第4次指定（平成6年2月24日）				
推定樹齢	300年	樹高	17.2 m	幹周	2.30 m
所在地	泉区福岡字下野中沢 地内				
解除理由	枯損				

※表中の「推定樹齢」は指定時、「樹高」及び「幹周」はH27年度一斉調査時の数値

● 配置図



保存樹木【福岡の赤松】
（平成28年3月時点）

● 指定解除に至る経緯

- 平成 27 年 9 月 保存樹木一斉調査。良好な生育だが、一部幹心材腐朽の確認及び枯枝有りとの診断。
- 平成 28 年 枯枝切除。
- 平成 29 年 2 月 松枯れ防止措置（薬剤樹幹注入）実施。
- 平成 30 年 7 月 職員によるパトロールにおいて枝枯れを確認，宮城県樹木医会に確認依頼し，幹根元からの腐朽の影響による枝枯れが想定されるとの診断。道路への落下の危険性から早期切除を推奨される。所有者へ枯枝切除を依頼（保全助成斡旋）。
- 平成 30 年 11 月 所有者依頼の受注業者から枝枯れの進行の報告を受ける。
- 平成 30 年 12 月 再度宮城県樹木医会に診断依頼。
現地調査の結果，マツノザイセンチュウ侵入による松枯れであるとの診断。
- 平成 31 年 1 月 所有者より「滅失枯死届出書」の提出。
- 平成 31 年 2 月 交通量の多い県道泉ヶ岳公園線への倒木や枝折れによる事故防止のため早期伐採が必要であるとの判断のもと，本審議会会長及び委員へ報告。
- 平成 31 年 3 月 樹木伐採実施。

● 樹木写真



枝枯れ状況
(平成 30 年 7 月撮影)



松枯れ状況
(平成 30 年 11 月撮影)